鹿空基公示第０５－１２号
令和５年１２月１８日

鹿屋システム通信分遣隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項

「鹿屋システム通信分遣隊通信機器等の維持整備」の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

（公募実施権者）
契約担当官
鹿屋航空基地隊経理隊長

記

１　役務調達品目
鹿屋システム通信分遣隊通信機器等の維持整備（対象品目は別紙のとおり）
２　役務調達予定時期
令和６年４月～令和９年３月
３　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（５）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者。
（７）令和０４・０５・０６年度及び令和０７・０８・０９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る防衛装備品類の整備の九州、沖縄地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後速やかに提出できる者。
（８）当該機器の役務の履行に必要な次の要件を有している又は契約締結時までに有することができる者。
ア　本役務の履行能力を有すること。
イ　本役務を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。

ウ　本役務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を１名従事させる体制を有していること。

（ア）　一般管理

安全、工程管理、保全に関する能力

（イ）　データ管理

各種点検記録簿等の記録（各種機器のデータ収集、記録、管理、分析及び各種報告書の作成等）、官側が要求する各種報告書作成に関する能力

（ウ）　整備作業

各陸上装備品等の計画整備能力（週間、月間、３か月、６か月、年間、状況整備の別）

エ　秘密を取り扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができるものとする。

オ　法令の認可

現場作業において常に１名以上の法的資格（別紙に示す対象機器について電波法第３９号及び電波法施行令３条の定める資格以上）を有する整備技術者を履行時までに配置できる体制を有すること。

（１１）本事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第８号の項目を満たすことを証明できること。

４　技術資料等の提出

応募する者は、別紙「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料等」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、第４号に示す資料の提出を省略することができる。

また他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（ファイリング等の編綴不要）

（１）資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）

（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

なお、新会社法移行後に決算を行っていない場合は、旧商法による同等の書類

（３）本事業と同等又は類似の受注実績一覧表（様式適宜。実績がない場合は、省略可）

（４）前項第８号に規定するア～エの条件を満たすことを証明する書類

（５）下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び前項８号に規定する書類

（６）本役務の実施にあたり、必要な整備技術者を所要数従事させる体制を証明する書類等（組織図、整備技術者名簿、資格者及び作業員の年間整備動員計画、安全管理体制及び教育実施状況等）

（７）法的資格者を配置できる体制を証明する書類（資格者名簿及び資格免許の写し。）

（８）保全秘密上支障のないことを確認した者を従事させる体制を証明する書類等（秘密保全・情報保全の照明及び教育実施状況等）

５　提出先及び提出期間等

（１）提出先

海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班

〒８９３－８５１０

鹿児島県鹿屋市西原３－１１－２
０９９４－４３－３１１１（内線２４４６）（担当 眞木）

（２）提出期間

令和５年１２月１８日～令和６年１月３１日

なお、新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該公募に係る調達要求に間に合わない可能性がある。

（３）提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時００分から午後４時４５分までの正午から午後１時までを除く時間とする。

（４）提出書類及び部数

参加表明書（別紙のとおり。）、技術資料等共各２部

6　技術資料等の審査

（１）技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（２）技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

7　審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められる者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

また複数年度の調達に係る調達の結果、合格通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

8　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班

イ　時間：土、日及び祝祭日を除く、毎日午前８時００分から午後４時４５分まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9　応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

（１）提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（２）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（３）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止するこ

とができる。

（４）資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（５）提出された資料は、原則として返却しないものとする。

（６）提出された資料は、他の目的に使用しない。

（７）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

（８）本募集要項において公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達することを保証するものではない。

別　紙

（記入例）

発 簡 番 号
年　月　日

鹿屋航空基地隊経理隊長　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名　　印

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

１　公示番号（日付）
　鹿空基公示第０５－１２号（令和５年１２月１８日）

２　調達予定品目
　鹿屋システム通信分遣隊通信機器等の維持整備

添付書類　：１　資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
　　２　受注実績一覧表
　　３　○○○○
　　４　○○○○
　　５　○○○○

別紙

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準

１　定期点検

（１）地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	ＧＰＶ－ＤＮ７９４ 無線装置	福２	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定（メータリング）	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A
2	ＧＣＴ－ＤＮ５ デジタル伝送端局装置	福１	(1)各操作部位の状態点検	M
			(2)警報点検	M
			(3)各部送受信レベルの点検	S
			(4)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
			(5)各部電圧点検	S
3	ＧＣ－ＤＮ７１０－Ｄ 警備監視装置	鹿１ 福１	(1)装置の目視点検	M
			(2)動作確認	M
			(3)監視カメラ機能点検	M
			(4)赤外線センサー検出警報機能点検	M
			(5)集音マイク機能点検	M
			(6)断線センサー目視点検	M
			(7)テンションセンサ―目視点検	M
			(8)投光器起動／停止制御点検	M
			(9)拡声器制御点検	M
			(10)開扉センサー検出警報制御点検	M
			(11)機器内外部の清掃	A
4	ＧＣ－ＤＮ７５１ 監視装置	鹿１ 福１	(1)表示灯の点検	M
			(2)装置の目視点検	M
			(3)ユニット実装状態点検	M
			(4)電圧確認	S
			(5)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
			(6)動作確認	S

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（１）地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
５	ＧＣ－ＤＮ７５３ 監視制御通信変換装置	鹿１ 福１	(1)表示灯の点検	Ｍ
			(2)装置の目視点検	Ｍ
			(3)ユニット実装状態点検	Ｍ
			(4)電圧確認	Ｓ
			(5)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	Ｓ
６	ＬＣＣ－２６ 電信端局装置	鹿２ 串１	(1)各部点検及び測定	Ｍ
			(2)機器の清掃	Ｍ
			(2)内部点検	Ａ
７	回線操作盤	鹿２	(1)外観点検	Ｍ
			(2)電源電圧の測定	Ｍ
８	空気充填装置	福１	(1)外観点検	Ｍ
			(2)充填空気気圧点検	Ｍ
			(3)圧力開閉器の点検	Ｍ
			(4)電動ポンプ作動回路の点検	Ｍ
			(5)乾燥剤の点検、交換	Ａ
９	ＬＣＣ－３５Ｂ ディジタル多重化装置	鹿１ 根１ 串１	(1)表示灯点検	Ｍ
			(2)装置目視点検	Ｍ
			(3)パッケージ実装状態点検	Ｍ
			(4)各操作部位の状態点検	Ｍ
			(5)ケーブル、部品の取付け、緩み点検	Ｍ
			(6)各部電圧点検	Ｑ
			(7)装置設置状態点検	Ａ
			(8)警報点検	Ａ
１０	ＧＣＴ－ＤＮ９００－Ｊ ＩＰ伝送装置	鹿１ 福１ 串１	(1)表示灯点検	Ｍ
			(2)装置目視点検	Ｍ
			(3)機器実装状態点検	Ｍ
			(4)各操作部位の点検	Ｍ
			(5)ケーブル、部品の取付け、緩み点検	Ｍ
			(6)装置設置状態点検	Ａ
			(7)警報点検	Ａ

（２）電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
１	ＧＧＮ－７６－Ｙ 発動発電機	福１	(1)防錆運転	Ｍ
			(2)外観点検	Ｍ

鹿屋システム通信分遣隊整備実基準（続き）

（２）電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	ＧＧＮ－７６－Ｙ 発動発電機	福１	(3)起動用蓄電池の点検	M
			(4)エンジンオイル・レベルの点検	M
			(5)エアクリーナの点検、清掃	M
			(6)Ｖベルト点検、調整	M
			(7)エンジンオイルの交換	A
			(8)オイルフィルターカートリッジの交換	A
			(9)制御盤及び発電機の清掃	A
2	ＧＧＮ－１００－Ｙ－Ｊ 発動発電機	鹿１	(1)防錆運転	M
			(2)外観点検	M
			(3)起動用蓄電池の点検	M
			(4)エンジンオイル・レベルの点検	M
			(5)エアクリーナの点検、清掃	M
			(6)冷却水槽の点検	M
			(7)Ｖベルト点検、調整	M
			(8)エンジンオイルの交換	A
			(9)オイルフィルターカートリッジの交換	A
			(10)制御盤及び発電機の清掃	A
3	Ｎ－ＰＵ－８９Ｄ 発動発電機	根１	(1)防錆運転	M
			(2)外観点検	M
			(3)起動用蓄電池の点検	M
			(4)エンジンオイル・レベルの点検	M
			(5)エアクリーナの点検、清掃	M
			(6)冷却水槽の点検	M
			(7)Ｖベルト点検、調整	M
			(8)エンジンオイルの交換	A
			(9)オイルフィルターカートリッジの交換	A
			(10)制御盤及び発電機の清掃	A
4	Ｎ－ＰＵ－９０Ｄ 発動発電機	鹿１	(1)振動及び音響点検	M
			(2)異臭点検	M
			(3)燃料油量点検	M
			(4)潤滑油量点検	M

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（２）電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
4	Ｎ－ＰＵ－９０Ｄ 発動発電機	鹿１	(5)冷却水量点検	M
			(6)発動機計器指示点検	M
			(7)直流計器指示点検	M
			(8)入出力計器指示点検	M
			(9)ヒューズ点検	M
			(10)燃料油漏れ点検	M
			(11)潤滑油漏れ点検	M
			(12)冷却水漏れ点検	M
			(13)ファンベルト点検	M
			(14)蓄電池電圧点検	S
			(15)変色・変形点検	S
			(16)ボルト・ナット類の緩み点検	S
			(17)接続部の損傷・断線点検	S
			(18)燃料ドレン抜き	A
			(19)機械的可動点検	A
			(20)制御盤内部清掃・点検	A
			(21)エンジンオイル交換	A
			(22)オイルフィルターカートリッジ交換	A
			(23)発電機清掃	A
			(24)冷却水交換	A
5	Ｎ－ＰＵ－１４９－１ 発動発電機	串２	(1)振動及び音響点検	M
			(2)異臭点検	M
			(3)燃料油量点検	M
			(4)潤滑油量点検	M
			(5)冷却水量点検	M
			(6)発動機計器指示点検	M
			(7)直流計器指示点検	M
			(8)入出力計器指示点検	M
			(9)ヒューズ点検	M
			(10)燃料油漏れ点検	M
			(11)潤滑油漏れ点検	M
			(12)冷却水漏れ点検	M
			(13)ファンベルト点検	M

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（２）電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
5	Ｎ－ＰＵ－１４９－１ 発動発電機	串２	(14)変色・変形点検	S
			(15)ボルト・ナット類の緩み点検	S
			(16)接続部の損傷・断線点検	S
			(17)蓄電池電圧点検	M
			(18)蓄電池内部抵抗	S
			(19)冷却水交換	A
			(20)燃料フィルタ交換	A
			(21)燃料ドレン抜き	A
			(22)機械的可動点検	A
			(23)発電機清掃	A
			(24)制御盤内部清掃・点検	A
			(25)オイルパンのオイル交換	A
			(26)オイルフィルターカートリッジ交換	A
			(27)スタータの動作確認	R
			(28)補助継電器の動作確認（88CX、5X）	R
			(29)検出継電器の動作確認（27C）	R
			(30)電圧調整範囲点検	R
			(31)負荷切替動作確認	R
			(32)燃料移送ポンプ動作確認	R
			(33)計器の零調整	R
			(34)エアクリーナの点検	R
6	Ｎ－ＰＰ－６３７－０２０Ｓ６ 電源部	鹿１ 根１ 串１	(1)内部の埃及び汚れの点検	S
			(2)予備品の点検	S
			(3)保護シーケンスの点検	A
			(4)ねじの締付部分の点検	A
			(5)正面各計器の指示値点検	R
			(6)異常音の点検	R
			(7)異臭の点検	R
			(8)周囲温度の点検	R
			(9)外観・目視点検（外形及び機器内部）	R
			(10)冷却ファンの作動	R
			(11)交流出力電圧調整	R
			(12)浮動充電電圧調整	R

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（２）電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
6	Ｎ－ＰＰ－６３７－０２０Ｓ６ 電源部	鹿１ 根１ 串１	(13)均等充電電圧調整（整流器部充電出力（Ａ）の場合整備される。）	R
			(14)保護充電電圧調整（整流器部充電出力（Ｂ）の場合整備される。）	R
			(15)交流電圧計校正	R
			(16)交流電流計校正	R
			(17)直流電圧計校正	R
7	Ｎ－ＰＰ－６３９Ｂ－１００Ｔ６２ 電源部	鹿１	(1)内部の埃及び汚れの点検	S
			(2)予備品の点検	S
			(3)保護シーケンスの点検	A
			(4)ネジの締付部分の点検	A
			(5)正面各計器の指示値点検	R
			(6)異常音の点検	R
			(7)異臭の点検	R
			(8)周囲温度の点検	R
			(9)冷却ファンの作動	R
			(10)外観・目視点検	R
8	ＧＲＡ－３４３ 整流装置	福１	(1)外観点検	M
			(2)電圧電流の測定	M
9	ＧＲＡ－３６９ 整流装置	鹿１	(1)外観点検	M
			(2)電圧電流の測定	M
１０	ＭＳＥ－５０－１２ 蓄電池	串１	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
１１	ＭＳＥ－１００－６ 蓄電池	鹿１	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
１２	ＭＳＥ－２００ 蓄電池	根１	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
１３	ＭＳＥ－５００ 蓄電池	鹿１	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（２）電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
１４	ＧＢＢ－１２６－Ｙ 蓄電池	鹿１ 福１	(1)外観点検	Ｍ
			(2)浮動充電中の総電圧測定	Ｍ
			(3)浮動充電中の単電圧測定	Ｍ
１５	地下燃料タンク	根１ 串２ 福１	点検表に基づく点検	Ｍ

（３）空気調和装置等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	Ｎ－ＨＤ－６７ 空気調和装置	根３ 串２	(1)外観点検	Ｍ
			(2)機能点検	Ｍ
			(3)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(4)Ｖベルトの点検	Ｍ
			(5)室内外ユニットの清掃	Ｑ
			(6) Ｖベルトの交換	Ａ
2	Ｎ－ＨＤ－９４ 空気調和装置	串４	(1)外観点検	Ｍ
			(2)機能点検	Ｍ
			(3)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(4)Ｖベルトの点検	Ｍ
			(5)室内外ユニットの清掃	Ｑ
			(6) Ｖベルトの交換	Ａ
3	Ｆ４０ＢＴＥＰ－Ｗ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ
4	ＦＡＰ１１２ＣＢ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ
5	ＦＡＰ４０ＣＢ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ
6	ＰＳ－Ｐ１４０ＧＥ 空気調和装置	福１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ
7	ＳＺＺＶ２２４ＣＪ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ
8	ＳＰＷ－ＳＲＰ７１Ａ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ
9	ＳＰＷ－ＴＲＰ１６０Ａ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	Ｍ
			(2)室内外ユニットの清掃	Ａ

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（３）空気調和装置等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
１０	ＳＰＷ－ＴＲＰ１４０Ａ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)室内外ユニットの清掃	A
１１	ＳＺＺＨ２２４ＣＪ 空気調和装置	鹿１	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)室内外ユニットの清掃	A
１２	ＲＰＶ－ＡＰ２２４ＳＨ３ 空気調和装置	根１	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)室内外ユニットの清掃	A
１３	ＳＺＺＶ２２４ＣＤ 空気調和装置	串１	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)室内外ユニットの清掃	A
１４	ＳＰＹＰ２８０Ａ 空気調和装置	根１	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)室内外ユニットの清掃	A
１５	Ｎ－ＨＤ－５／ＦＲＱ－８ 乾燥空気圧入装置	根１ 串２	(1)目視点検	M
			(2)作動確認、内部点検清掃	S
１６	ＤＡＰ－５０Ｂ３ デハイドレータ	串１	(1)目視点検	M
			(2)作動確認、内部点検清掃	S

（４）無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	ＬＲＴ－８Ｅ 送信機	串５	(1)自己診断	M
			(2)エアフィルタの点検	S
			(3)送信機外観及び機内点検	S
			(4)送信出力の測定	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)不要発射	A
			(7)モータ駆動部の動作点検	A
			(8)天井ファンの動作点検	A
2	ＬＲＴ－８Ｅ－１ 送信機	串４	(1)自己診断	M
			(2)エアフィルタの点検	S
			(3)送信機外観及び機内点検	S
			(4)送信出力の測定	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)不要発射	A
			(7)モータ駆動部の動作点検	A
			(8)天井ファンの動作点検	A
3	ＬＲＴ－２０Ｄ 送信機	串１	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタの清掃（送信部）	S

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（４）無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
3	ＬＲＴ－２０Ｄ 送信機	串１	(3)エアフィルタの清掃（電力増幅部）	S
			(4)ファンの作動点検（送信部）	S
			(5)ファンの作動点検（電力増幅部）	S
			(6)送信出力点検	A
			(7)周波数確度	A
4	ＬＲＴ－２０Ｄ－３ 送信機	串１	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタの清掃（送信部）	S
			(3)エアフィルタの清掃（電力増幅部）	S
			(4)ファンの作動点検（送信部）	S
			(5)ファンの作動点検（電力増幅部）	S
			(6)送信出力点検	A
			(7)周波数確度	A
5	ＥＲＣ－２４Ｂ 無線機	鹿２	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタの清掃	S
			(3)ファンの作動点検	S
			(4)送信出力	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A
			(7) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値	A
			(8) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9) 感度	A
6	ＹＲＣ－２Ｆ 無線機	鹿２	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタの清掃	S
			(3)ファンの作動点検	S
			(4)送信出力	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)変調度	A
			(7) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（４）無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
6	ＹＲＣ－２Ｆ 無線機	鹿２	(8) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9) 感度	A
7	ＥＲＣ－１６ 無線機・搬送通信装置	鹿２	(1)モニタレベルの点検	M
			(2)エアフィルタの点検	M
			(3)送信出力の点検	M
			(4)受信作動の点検	M
			(5)送信周波数の点検	M
			(6)搬送及び信号周波数の点検	M
			(7)端局折返し	Q
8	ＲＲＣ－２４Ｂ 無線機	鹿１０	(1)外観点検	S
			(2)周波数偏差の点検	S
			(3)送信出力測定	S
			(4)受信感度測定	S
			(5)スケルチ動作の点検	S
			(6)明瞭度の点検	S
			(7)トーンスケルチの動作の点検	S
9	ＲＲＣ－２５ 無線機	鹿２	(1)外観点検	S
			(2)周波数偏差の点検	S
			(3)送信出力測定	S
			(4)受信感度測定	S
			(5)スケルチ動作の点検	S
			(6)明瞭度の点検	S
			(7)トーンスケルチの作動の点検	S
１０	ＲＲＣ－４５ 無線機	鹿５	(1)目視点検	S
			(2)送信出力点検	S
			(3)送信周波数点検	S
			(4)総合作動試験	S
１１	ＬＲＲ－２０Ｂ 受信機	根１	(1)外観点検	M
			(2)受信盤、端局盤自己診断による作動点検	M
			(3)受信盤、端局盤電源電圧点検	M
			(4)端局盤制御・確認信号の点検	M
			(5)端局盤入出力レベル点検	M
			(6)総合作動試験	M
			(7)受信感度測定	S

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（４）無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
１１	ＬＲＲ－２０Ｂ 受信機	根１	(8)通過帯域幅測定	S
			(9)受信盤、端局盤の内部点検・清掃	A
１２	ＬＲＲ－２１ 受信機	根１０	(1)外部点検	M
			(2)受信作動点検	M
			(3)受信機ビート点検	M
			(4)受信機周波数表示点検	M
			(5)受信機早送りの点検	Q
			(6)受信機自己診断	Q
			(7)受信機入力信号、線路レベル点検	Q
			(8)受信機位相ロックの点検	Q
			(9)受信機感度点検	Q
			(10)受信機内部点検	S
１３	ＨＡ－ＶＦＣＴ－０３	根１	(1)内部整備	S
			(2)総合作動点検	S
１４	ＨＡ－ＰＴ－０５	根１	内部点検	S
１５	ＨＡ－ＬＭ－０２	串１	内部点検（目視）	S
１６	ＨＡ－ＬＭ－０３	根１	内部点検（目視）	S
１７	ＬＳＷ－４Ｄ／Ｎ－Ｃ－９０７Ｂ 受信機制御器１	根１	(1)外観点検	M
			(2)自己診断による作動点検	S
			(3)内部点検	S
１８	ＬＳＷ－４Ｄ／Ｎ－Ｃ－９０８Ｂ 受信機制御器２	根３	(1)外観点検	M
			(2)自己診断による作動点検	S
			(3)内部点検	S
１９	ＬＳＷ－４Ｄ／Ｎ－Ｃ－９０９Ｄ 遠隔制御装置／送信機制御器	串１	(1)局操作動試験	M
			(2)冷却送風機の作動確認	M
			(3)エアフィルタ清掃	Q
			(4)内部点検	Q
			(5)自己診断	S
			(6)内部清掃	S
２０	ＬＳＷ－４Ｄ／Ｎ－ＭＯ－５Ｄ 遠隔制御装置／監視記録器	串１	(1)冷却送風機の作動試験	M
			(2)エアフィルタの清掃	Q
			(3)内部点検	Q
			(4)自己診断	S
			(5)性能試験	S

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（４）無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
２０	ＬＳＷ－４Ｄ／Ｎ－ＭＯ－５Ｄ 遠隔制御装置／監視記録器	串１	(6)内部清掃	S
２１	ＬＳＷ－１９Ｃ－１－Ｙ 管制装置	串１	(1)送信レベル（Ｍ－２）	M
			(2)エアフィルタ清掃（Ｑ－４）	Q
			(3)内部点検（Ｑ－５）	Q
			(4)内部点検（Ｑ－６）	Q
			(5)直流電源電圧（Ｓ－５）	S
			(6)自己点検（Ｓ－６）	S
			(7)自己点検（Ｓ－７）	S
			(8)送信レベル（Ｒ－２）	R
２２	ＬＳＷ－３２ 管制装置	鹿２	(1)表示灯等の目視点検	M
			(2)内部点検	Q
			(3)送信レベルの点検	S
２３	ＬＳＷ－４９Ｂ 遠隔制御付加機	串１	(1)エアフィルタの清掃	A
２４	ＬＳＱ－１２ 信号変換装置	串１	(1)エアフィルタの清掃	S
			(2)外表面の汚れ	R

（５）空中線及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	Ｎ－ＡＳ－２３０ 空中線	根１ 串１	(1)空中線の点検	M
			(2)空中線の下回りの清掃	M
			(3)接地抵抗の測定（避雷器）	S
			(4)接地抵抗の測定（空中線）	S
			(5)グリスアップ及びベルト類の点検	S
2	Ｎ－ＡＳ－１２１ 空中線	根１ 串１	(1)空中線の点検	M
			(2)空中線の下回りの清掃	M
3	Ｎ－ＡＳ－１２５Ｂ 空中線	根１	(1)空中線の点検	M
			(2)空中線の下回りの清掃	M
4	Ｎ－ＡＳ－２３１ 空中線	串１	(1)空中線の点検	M
			(2)空中線の下回りの清掃	M
			(3)接地抵抗の測定（避雷器）	S
			(4)接地抵抗の測定（空中線）	S
5	Ｎ－ＡＳ－２３２ 空中線	串１	(1)空中線の点検	M
			(2)空中線の下回りの清掃	M
			(3)接地抵抗の測定（避雷器）	S

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（５）空中線及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
５	Ｎ－ＡＳ－２３２ 空中線	串１	(4)接地抵抗の測定（空中線）	Ｓ
６	Ｎ－ＡＳ－３１２－２ 空中線	串１	(1)空中線の点検	Ｍ
			(2)空中線の下回りの清掃	Ｍ
７	Ｎ－ＡＳ－１２１－２ 空中線	串１	(1)所定の送信機による作動点検	Ｍ
			(2)各エレメントの点検	Ｍ
			(3)空中線の下回りの清掃	Ｍ
			(4)締め付けボルト・ナット点検	Ｓ
			(5)塗装状態の点検	Ｓ
８	Ｎ－ＡＳ－１２２ 空中線	串１	(1)所定の送信機による作動点検	Ｍ
			(2)各エレメントの点検	Ｍ
			(3)空中線の下回りの清掃	Ｍ
			(4)締め付けボルト・ナット点検	Ｓ
			(5)塗装状態の点検	Ｓ
９	Ｎ－ＡＳ－１２１Ｂ－２ 空中線	串１	(1)空中線の目視点検（停波時の点検）	Ｍ
			(2)空中線の下回りの清掃	Ｍ
			(3)接地抵抗の測定（避雷器）	Ｓ
			(4)接地抵抗の測定（空中線）	Ｓ
１０	ＧＡＶ－７４０－Ｉ 空中線	福４	(1)外観点検	Ｍ
			(2)ボルトの緩み点検	Ａ
１１	Ｎ－ＡＳ－１０１ 空中線	根１	(1)空中線の目視点検（停波時の点検）	Ｍ
			(2)空中線の下回りの清掃	Ｍ
１２	Ｎ－ＡＳ－１０１Ｂ－２ 空中線	串１	(1)空中線の目視点検（停波時の点検）	Ｍ
			(2)空中線の下回りの清掃	Ｍ
１３	Ｎ－ＤＡ－９９ 擬似空中線	串１	各部点検、清掃	Ａ
１４	Ｎ－ＤＡ－１０９ 擬似負荷空中線	串１	各部点検、清掃	Ａ
１５	ダブルダブレット空中線	根２	(1)絶縁測定	Ｍ
			(2)外観点検	Ｍ
１６	ＬＳＡ－３　Ｎ－Ｃ－１３１６ 空中線切換装置	串１	(1)エアフィルタの清掃	Ｓ
			(2)自己診断	Ａ
			(3)電源電圧点検	Ｒ
１７	Ｎ－ＣＵ－１５３－１ 空中線共用器	根１	(1)電源電圧点検	Ｍ
			(2)定在波比	Ｑ

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

（５）空中線及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
１７	Ｎ－ＣＵ－１５３－１ 空中線共用器	根１	(3)内部点検	S
１８	Ｎ－ＳＡ－１９２ 空中線切換器	串１	(1)電源電圧点検	R
			(2)自己診断１	R
			(3)自己診断２	R

（６）その他の機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	ＬＳＷ－７０－４ 遠隔制御監視装置	鹿１ 根１	(1)目視点検	M
			(2)動作確認	M
			(3)監視カメラ機能点検（１台あたり）	M
			(4)赤外線センサー検出警報機能点検	M
			(5)集音マイク機能点検（１台あたり）	M
			(6)光振動センサー機能点検	M
			(7)投光器起動／停止制御点検（1台あたり）	M
			(8)拡声器制御点検（１台あたり）	M
			(9)門扉センサー検出警報制御点検	M
			(10)各種センサー類の動作確認	S
			(11)機器内外部の清掃	A
			(12)盤内清掃及び給水	S
			(13)電気鍵装置の点検清掃	S
2	光テクニカルクロージャー等	鹿５０ 串２７	(1)目視点検	R
			(2)ユニットの清掃	R
3	二酸化炭素消火設備	福１	目視点検	M
4	ハロン消火設備	根１	目視点検	M
5	鉄塔	鹿１ 福１ 根３	(1)外観点検	M
			(2)目視点検	A
6	局舎内外点検清掃	鹿１ 福１ 根１	目視点検、清掃	M
7	外柵等点検整備	福１ 根１	(1)目視点検、清掃	M
			(2)敷地内整備点検	R

鹿屋システム通信分遣隊整備実施基準（続き）

２　維持管理

番号	構成品目	数量	実施項目
１	維持管理	鹿１ 福１ 根１ 串１	整備実施計画の作成並びに整備データの記録、分析、評価及び管理

※１　作業内容は、各標準整備カードによる。

２　鹿：鹿屋システム通信分遣隊、福：福山無線中継所、根：根占受信所、串：串良送信所

３　整備項目　Ｍ：月間、Ｑ：３か月、Ｓ：６か月、Ａ：年間、Ｒ：状況整備（官が指定する時期に実施）